

## 公益社団法人日本女子プロ将棋協会 棋士規程

この協会の棋士認証および昇段昇級規程を以下の通りとする。

### 1. 女流2級へ

A) アマチュア女性選手が、アマチュア出場枠がある女流棋戦で規定の成績を獲得した場合。

- ① アマチュア女性選手が、アマチュアの出場枠がある女流棋戦で規定の成績を獲得した場合に、日本女子プロ将棋協会に対して書面により申請を行い、これを協会が認めた場合、日本女子プロ将棋協会所属・女流棋士仮会員（女流2級）の資格を得ることが出来る。

ただし、次の条件を満たすものとする。

- (1) 当該棋戦は現時点として、「マイナビ女子オープン」「リコー杯女流王座戦」「霧島酒造杯女流王将戦」「大山名人杯倉敷藤花戦」の4棋戦でベスト8以上、「女子将棋YAMADAチャレンジ杯」優勝。  
※将来的にユニバーサル杯女流名人戦ならびに女流王位戦、及び新棋戦に於いて主催者招待により出場枠ができた場合には、改めて規程を定める。
- (2) 申請日に於ける満年齢が40歳未満であること。
- (3) 申請者が未成年者の場合には親権者または保護者の同意書を必要条件とする。
- (4) 師匠は不問とする。
- (5) 会員の申請資格は資格取得日より2週間以内とする。

B) 公益社団法人日本将棋連盟研修会（以下研修会）、または公益社団法人日本将棋連盟付属新進奨励会（以下奨励会）にて規定の成績を上げた場合。

<日本女子プロ将棋協会所属希望 研修会生について>

- ・研修会 B2 クラスに昇級した女性会員が日本女子プロ将棋協会所属を希望した場合は、当協会に対して書面により申請を行い、これを協会が認めた場合、日本女子プロ将棋協会所属・女流2級の資格を得ることが出来る。
- ・師匠は入会時、また資格申請時にも不問とする。  
\*平成30年3月末日現在、研修会に在籍している研修会員については、平成30年4月1日に公益社団法人日本将棋連盟が発表した規定変更の扱いに準ずる。

<日本女子プロ協会所属希望 奨励会退会者について>

- ・奨励会員として籍をおいていた女性が奨励会を退会し、あらたに日本女子プロ将棋協会所属女流棋士になることを希望した場合は、当協会に対して書面により申請を行い、協会がこれを認めた場合、下記の通り資格を得る。

■奨励会2級以上で退会

→退会時の段級位でそのままの女流棋士資格を得る。

3. 女流1級へ（以下の成績を収めた者）

- A) 次の棋戦で以下の活躍が認められた場合。  
マイナビ女子オープン本戦入り  
女流王座戦本戦入り  
女流名人戦リーグ予選決勝進出  
女流王位戦リーグ予選決勝進出  
女流王将戦本戦入り  
倉敷藤花戦ベスト8  
YAMADAチャレンジ杯決勝進出  
女流2級昇級後の対局で年度成績指し分け以上（7勝以上）
- B) 女流2級在籍後40勝の実績を残した場合。

4. 女流初段（以下の成績を収めた者）

- A) 次の棋戦で以下の活躍が認められた場合。  
マイナビ女子オープンベスト4  
女流王座戦ベスト4  
女流名人戦リーグ入り  
女流王位戦リーグ残留  
女流王将戦本戦ベスト4  
倉敷藤花戦ベスト4  
YAMADAチャレンジ杯優勝  
女流1級昇級後の対局で年度成績指し分け以上（7勝以上）
- B) 女流1級在籍後60勝の実績を残した場合。

5. 女流二段（以下の成績を収めた者）

- A) 以下の活躍が認められた場合。  
マイナビ女子オープン・女流王座戦・女流名人戦  
女流王位戦・女流王将戦・倉敷藤花戦におけるタイトル戦挑戦権獲得
- B) 女流初段在籍後70勝の実績を残した場合。

6. 女流三段（以下の成績を収めた者）

- A) 以下の活躍が認められた場合。  
マイナビ女子オープン・女流王座戦・女流名人戦  
女流王位戦・女流王将戦・倉敷藤花戦におけるタイトル獲得1期

B) 女流二段在籍後100勝の実績を残した場合。

7. 女流四段（以下の成績を収めた者）

A) 次の棋戦で以下の活躍が認められた場合。

マイナビ女子オープン・女流王座戦・女流名人戦  
女流王位戦・女流王将戦・倉敷藤花戦におけるタイトル獲得3期

B) 女流三段在籍後130勝の実績を残した場合。

8. 女流五段（以下の成績を収めた者）

A) 次の棋戦で以下の活躍が認められた場合。

マイナビ女子オープン・女流王座戦・女流名人戦  
女流王位戦・女流王将戦・倉敷藤花戦におけるタイトル獲得7期

B) 女流四段在籍後160勝の実績を残した場合。

9. 女流六段以上

女流五段在籍者で類まれなる成績と将棋文化に造詣が深く、人格・識見等を有し、総合的見地から他の模範となる者を理事会に於いて審議検討の上決定するものとする。

平成 24 年 7 月 1 日	制定
平成 26 年 5 月 30 日	改定
平成 30 年 4 月 4 日	改定
令和元年 8 月 7 日	改定
令和 3 年 10 月 1 日	改定